

議案第 86 号

瀬戸内市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市空家等の適正管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 11 月 27 日提出

瀬戸内市長 武 久 顕 也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市空家等の適正管理に関する条例(平成 29 年瀬戸内市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 3 条」を「第 5 条」に改める。

第 5 条及び第 7 条中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第 11 条第 1 項中「第 14 条」を「第 22 条」に改め、同条第 2 項中「第 14 条第 2 項」を「第 22 条第 2 項」に改める。

第 16 条中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市空家等の適正管理に関する条例(平成29年瀬戸内市条例第3号)新旧対照表

現行	改正後
<p>○瀬戸内市空家等の適正管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月22日 条例第3号</p> <p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者等は、<u>法第3条</u>の規定により、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理を行わなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第5条 市は、<u>法第4条</u>の規定により、<u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。</p> <p>(空家等対策計画)</p> <p>第7条 市は、その地域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>法第6条第1項</u>の規定により、瀬戸内市空家等対策計画(以下「計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>(特定空家等に対する措置)</p> <p>第11条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、<u>法第14条</u>の規定により特定空家等に対する措置を講ずるに当たっては、当該特定空家等が現にもたらしめている、又はそのまま放置した場合に予見される周辺の建築物、通行人等に対する悪影響の有無、程度及び切迫性を勘案して総合的に判断するものとする。</p> <p>2 <u>法第14条第2項</u>及び第3項に規定する相当の猶予期限は、対象となる特定空家等を整理するための期間及び措置の実施に要する期間を合計した期間を標準とする。</p>	<p>○瀬戸内市空家等の適正管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月22日 条例第3号</p> <p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者等は、<u>法第5条</u>の規定により、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理を行わなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第5条 市は、<u>法第4条</u>の規定により、<u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。</p> <p>(空家等対策計画)</p> <p>第7条 市は、その地域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>法第7条第1項</u>の規定により、瀬戸内市空家等対策計画(以下「計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>(特定空家等に対する措置)</p> <p>第11条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、<u>法第22条</u>の規定により特定空家等に対する措置を講ずるに当たっては、当該特定空家等が現にもたらしめている、又はそのまま放置した場合に予見される周辺の建築物、通行人等に対する悪影響の有無、程度及び切迫性を勘案して総合的に判断するものとする。</p> <p>2 <u>法第22条第2項</u>及び第3項に規定する相当の猶予期限は、対象となる特定空家等を整理するための期間及び措置の実施に要する期間を合計した期間を標準とする。</p>

(協議会の設置)

第16条 法第7条第1項の規定により、瀬戸内市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の設置)

第16条 法第8条第1項の規定により、瀬戸内市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

瀬戸内市規則第 号

瀬戸内市空家等の適正管理に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸内市空家等の適正管理に関する規則(平成 29 年瀬戸内市規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 14 条第 2 項」を「第 22 条第 2 項」に改める。

第 5 条中「第 14 条第 3 項」を「第 22 条第 3 項」

第 6 条第 1 項中「第 14 条第 4 項」を「第 22 条第 4 項」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 14 条第 5 項」を「第 22 条第 5 項」に改め、同条第 2 項中「第 14 条第 7 項」を「第 22 条第 7 項」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 14 条第 9 項」を「第 22 条第 9 項」に改め、同条第 2 項中「第 14 条第 10 項」を「第 22 条第 10 項」に改める。

様式第 1 号中「第 16 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に改める。

様式第 2 号中「市町村長は、第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。」を「市町村長は、第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。」に改める。

様式第 3 号中「第 14 条第 2 項」を「第 22 条第 2 項」に、「第 14 条第 3 項」を「第 22 条第 3 項」に改める。

様式第 4 号中「第 14 条第 2 項」を「第 22 条第 2 項」に、「第 14 条第 3 項」を「第 22 条第 3 項」に、「第 16 条第 1 項」を「第 30 条第 1 項」に、「第 14 条第 9 項」を「第 22 条第 9 項」に改める。

様式第 5 号中「第 14 条第 3 項」を「第 22 条第 3 項」に、「第 14 条第 4 項」を「第 22 条第 4 項」に改める。

様式第 8 号及び様式第 9 号中「第 14 条第 9 項」を「第 22 条第 9 項」に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

瀬戸内市空家等の適正管理に関する規則(平成29年瀬戸内市規則第10号)新旧対照表

現行	改正後
<p>○瀬戸内市空家等の適正管理に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月22日 規則第10号</p> <p style="text-align: right;">改正 令和2年9月1日規則第37号—2</p> <p>(勧告)</p> <p>第4条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第3号)により行うものとする。</p> <p>(命令)</p> <p>第5条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書(様式第4号)により行うものとする。</p> <p>(意見を述べる機会の付与)</p> <p>第6条 法第14条第4項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見陳述機会付与通知書(様式第5号)により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、意見書(様式第6号)を提出しなければならない。</p> <p>(公開による意見の聴取)</p> <p>第7条 法第14条第5項の規定により、前条第2項の意見書に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求する者は、公開意見聴取請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、法第14条第7項の規定により公告を行うものとする。</p> <p>(代執行)</p>	<p>○瀬戸内市空家等の適正管理に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月22日 規則第10号</p> <p style="text-align: right;">改正 令和2年9月1日規則第37号—2</p> <p>(勧告)</p> <p>第4条 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第3号)により行うものとする。</p> <p>(命令)</p> <p>第5条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書(様式第4号)により行うものとする。</p> <p>(意見を述べる機会の付与)</p> <p>第6条 法第22条第4項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見陳述機会付与通知書(様式第5号)により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、意見書(様式第6号)を提出しなければならない。</p> <p>(公開による意見の聴取)</p> <p>第7条 法第22条第5項の規定により、前条第2項の意見書に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求する者は、公開意見聴取請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、法第22条第7項の規定により公告を行うものとする。</p> <p>(代執行)</p>

第8条 法第14条第9項に定める代執行は、履行期間を定めた戒告書(様式第8号)を送達し、その期限までにその義務を履行しない所有者等に対して、代執行令書(様式第9号)により通知して行う。

2 法第14条第10項の規定に定める代執行を行う場合は、10日以内の履行期間を定めて公告を行うものとする。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則(令和2年9月1日規則第37号—2)

この規則は、公布の日から施行する。

第8条 法第22条第9項に定める代執行は、履行期間を定めた戒告書(様式第8号)を送達し、その期限までにその義務を履行しない所有者等に対して、代執行令書(様式第9号)により通知して行う。

2 法第22条第10項の規定に定める代執行を行う場合は、10日以内の履行期間を定めて公告を行うものとする。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則(令和2年9月1日規則第37号—2)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長 印

立入調査実施通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり空家等の立入調査を実施するので、同条第3項の規定により通知します。

記

1. 立入調査を実施する空家等の所在地

瀬戸内市

2. 立入調査の日時

年 月 日（ ）午前・午後 時から

3. 立入調査の趣旨及び内容

・本立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、法第16条第2項の規定に基づき20万円以下の過料を科せられます。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長 印

立入調査実施通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり空家等の立入調査を実施するので、同条第3項の規定により通知します。

記

1. 立入調査を実施する空家等の所在地

瀬戸内市

2. 立入調査の日時

年 月 日（ ）午前・午後 時から

3. 立入調査の趣旨及び内容

・本立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、法第30条第2項の規定に基づき20万円以下の過料を科せられます。

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

(表面)

第	号
身 分 証 明 書	
所 属	所 属
職 名	職 名
氏 名	氏 名
<p>この者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） 第9条第2項に規定する立入調査を行うことができる職員であることを証する。</p>	
年 月 日	
瀬戸内市長	印

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

第9条（略）

- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

(表面)

第	号
身 分 証 明 書	
所 属	所 属
職 名	職 名
氏 名	氏 名
<p>この者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） 第9条第2項に規定する立入調査を行うことができる職員であることを証する。</p>	
年 月 日	
瀬戸内市長	印

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

第9条（略）

- 2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第3号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長 団

勸 告 書

あなたの所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地
用途
所有者住所
所有者氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の担当者

5. 措置の期限 年 月 日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置を命ずることがあります。

様式第3号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長 団

勸 告 書

あなたの所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地
用途
所有者住所
所有者氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の担当者

5. 措置の期限 年 月 日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置を命ずることがあります。

様式第4号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長 印

命 令 書

あなたの所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け第 号により、あなたに対して法第14条第2項の規定に基づく勧告をしましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

ついては、下記のとおり法第14条第3項の規定に基づき、措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地
用途
所有者住所
所有者氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の担当者 担当者：
連絡先：

5. 措置の期限 年 月 日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料を科せられます。

・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。

[教示]

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸内市長に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸内市を被告として(訴訟において瀬戸内市を代表する者は瀬戸内市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長 印

命 令 書

あなたの所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け第 号により、あなたに対して法第22条第2項の規定に基づく勧告をしましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

ついては、下記のとおり法第22条第3項の規定に基づき、措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地
用途
所有者住所
所有者氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の担当者 担当者：
連絡先：

5. 措置の期限 年 月 日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料を科せられます。

・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。

[教示]

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸内市長に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸内市を被告として(訴訟において瀬戸内市を代表する者は瀬戸内市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号(第6条関係)

様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長 閣

意見陳述機会付与通知書

あなたの所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け第 号により、あなたに対して必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合は、法第14条第3項の規定に基づきその勧告に基づく措置をとることを命ずることになります。また、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、瀬戸内市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求できる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地
用途
所有者住所
所有者氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

担当者： 宛
送付先：瀬戸内市邑久町尾張300番地1
連絡先：

5. 意見書の提出期限 年 月 日

・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

様式第5号(第6条関係)

様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長 閣

意見陳述機会付与通知書

あなたの所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け第 号により、あなたに対して必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合は、法第22条第3項の規定に基づきその勧告に基づく措置をとることを命ずることになります。また、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、瀬戸内市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求できる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地
用途
所有者住所
所有者氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

担当者： 宛
送付先：瀬戸内市邑久町尾張300番地1
連絡先：

5. 意見書の提出期限 年 月 日

・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

様式第8号(第8条関係)

様式第8号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長 様

戒 告 書

年 月 日付け第 号により、あなたに対して下記に示す措置をとるよう命じました。

この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第9項の規定に基づき、当該措置の代執行を行いますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

- (1)所在地
- (2)用 途
- (3)構 造
- (4)規 模
- (5)所有者住所
- (6)所有者氏名

2. 措置の内容

[教示]

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸内市長に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸内市を被告として(訴訟において瀬戸内市を代表する者は瀬戸内市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起すること

ができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第8号(第8条関係)

様式第8号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長 様

戒 告 書

年 月 日付け第 号により、あなたに対して下記に示す措置をとるよう命じました。

この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第9項の規定に基づき、当該措置の代執行を行いますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

- (1)所在地
- (2)用 途
- (3)構 造
- (4)規 模
- (5)所有者住所
- (6)所有者氏名

2. 措置の内容

[教示]

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸内市長に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸内市を被告として(訴訟において瀬戸内市を代表する者は瀬戸内市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起すること

ができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第9号(第8条関係)

様式第9号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長 閣

代 執 行 令 書

年 月 日付け第 号により、あなたに対して 年 月 日までに措置するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでした。

よって、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定によりその旨通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

- (1)所在地
- (2)用 途
- (3)構 造
- (4)規 模
- (5)所有者住所
- (6)所有者氏名

2. 代執行の内容

3. 代執行の時期 年 月 日から 年 月 日

4. 執行責任者 責任者：
連絡先：

5. 代執行に要する費用の概算見積額 約 円

[教示]

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸内市長に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸内市を被告として（訴訟において瀬戸内市を代表する者は瀬戸内市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第9号(第8条関係)

様式第9号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長 閣

代 執 行 令 書

年 月 日付け第 号により、あなたに対して 年 月 日までに措置するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでした。

よって、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定によりその旨通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

- (1)所在地
- (2)用 途
- (3)構 造
- (4)規 模
- (5)所有者住所
- (6)所有者氏名

2. 代執行の内容

3. 代執行の時期 年 月 日から 年 月 日

4. 執行責任者 責任者：
連絡先：

5. 代執行に要する費用の概算見積額 約 円

[教示]

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸内市長に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸内市を被告として（訴訟において瀬戸内市を代表する者は瀬戸内市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。